

質 問 事 項		※※
仕 様 書 項 目 番 号	質 問 内 容	回 答
仕様書 6. 納入期限	変更前：「既存機器の撤去から治療開始可能になるまでの期間が60日以内とすること。」 という項目を、 変更後：「既存機器の撤去から新規機器引渡しまでの期間が60日以内とすること。」に変更を希望します。理由としましては、引渡し後のビームデータ確認、臨床実施までのご準備は病院様の作業となり、準備にかかる期間は病院様のご判断によるものとなる為です。	記述の変更はできません。 ただし、「治療開始可能になるまで」には、引渡し後の本学の判断による準備期間は含まれていません。